

Title	いわゆる郵便不正事件と郵便法における「料金を免れる罪」の要件解釈(3・完)
Sub Title	The postal abuse case and the postal law (3)
Author	和田, 俊憲(Wada, Toshinori)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.19 (2011. 3) ,p.139- 149
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	豊泉貫太郎教授, マキロイロパート教授, 退職記念号 = Essays Commemorating the Retirement of PROFESSOR TOYOIZUMI KANTARO, PROFESSOR ROBERT MCILROY Presented by Their Colleagues and Former Students 論説
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110325-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

いわゆる郵便不正事件と 郵便法における「料金を免れる罪」の 要件解釈（3・完）

和田俊憲

- I. はじめに
- II. 大阪地裁平成21年8月26日判決
- III. 大阪高裁平成22年4月23日判決
- IV. 上告審の判断
 - 1. 事件受理申立て（以上、前々号）
 - 2. 上告
- V. 検討
 - 1. 心身障害者団体用低料第三種郵便物制度の整理（以上、前号）
 - 2. 郵便料金免脱罪における料金免脱の構成（以下、本号）
 - 3. 郵便料金免脱罪の成立要件に関するその他の問題
 - 4. 郵便料金免脱行為者の民事責任
- VI. おわりに

V. 検討（承前）

2. 郵便料金免脱罪における料金免脱の構成

(1) 郵便料金免脱罪の2類型

郵便法84条が規定する郵便料金免脱罪の処罰対象は、「不法に郵便に関する料金を免れ」る行為である（「免れさせ」る行為については、後述する）。これには次のような基本的な2つの類型を考えることができる。

(i) 郵便料金債務免脱型 第1は、郵便料金債務が発生したことを前提にその弁済を免れる類型である。「料金債務の免脱」が「料金の免脱」にあたることは明らかであろう。

料金債務の免脱時期については次のように解することができる。郵便利用契約（郵便物を受取人に交付する等の債務を郵便会社が負い、郵便料金の支払債務を差出人が負う契約）が成立するのは郵便物の差出し時である（内国郵便約款7条）。そして、郵便料金の支払いは、①原則として切手による前払いとされ（郵便法28条1項・内国郵便約款43条1項）、②料金別納郵便等の場合は差出し時の現金払いが認められているが（内国郵便約款49条1項等）、いずれについても料金未払と料金不足があり得ることが前提とされており（郵便法39条・内国郵便約款83条）、その場合の支払時期については定めがない。内国郵便約款に定めがない事項については法令又は一般の慣習によることとされているところ（内国郵便約款1条2項）、期限の定めのない債務の履行期は債権者から請求を受けたときであるから（民法412条3項）、この類型においては、郵便会社からの未払料金・不足料金の支払いの請求がなされたにも拘わらず（合理的期間内に）支払わなかった場合に郵便料金免脱罪が成立するものと解される。

この類型では、料金債務金額が正規の料金とされ、それと実際に支払われた金額との差額が免脱額になる。

(ii) 郵便物引受けライン突破型 第2は、そもそも郵便利用契約の締結を回避して郵便役務の提供を受ける類型である。具体的には、郵便窓口を経由させずに、引受け済みのものが入られた箱に郵便物を職員に気づかれないよう窃かに紛れ込ませるような行為である。差出し通数の多い料金別納郵便について郵便物の数を過小に認識させて引き受けさせるような行為も、認識されなかった通数分の郵便物については郵便利用契約が締結されなかったと解するのであれば、この類型に位置づけることができる。

このような行為も郵便料金免脱罪で処罰すべきであろう。同罪における免脱対象は「料金」であり、「料金債務」である必要はない。料金に係る適正な手続を経ずに不法に郵便窓口等の郵便物引受けラインを通過させれば、当該郵便物につき「料金を免れ」たといつてよいと思われ、郵便利用契約の締結を回避して郵便物引受けラインを通過させる行為はそれに該当すると解される。

この場合、締結が回避された郵便利用契約において郵便役務と対価関係に立

つべき料金債務の金額が正規の料金とされ、郵便物の引受けライン通過時には支払いが全くなされないものであるから、事後的な支払いの有無に拘わらず、当該正規の料金額が免脱額になると解される。

(2) 当初から料金債務免脱目的がある類型

次に考えるべきは、当初から料金債務を免脱する意思をもって郵便物を差し出す類型である。具体的な行為として考えられるのは、使用済みの切手を貼付して差し出す行為や、計量器に細工を施して郵便物の重量を過小に計量させ郵便料金を過小に計算させて引き受けさせる行為などである（差出し通数の多い料金別納郵便について郵便物の数を過小に認識させて引き受けさせるような行為も、前述のように郵便利用契約を郵便物ごとに考えるのではなく、差し出された郵便物全体について1個の郵便利用契約が成立すると解するのであれば、料金を過小に計算させたことになるからこの類型にあたることになる）。これは料金免脱行為として實際上大いにあり得る典型的なものであり、これが料金免脱罪の処罰対象に含まれることは明白である。しかし、どのような構成によるべきかは必ずしも明らかではない。

担当職員による郵便物の引受けがあり郵便利用契約が締結されたことに着目すれば、そこで成立した債務が現に免脱された時点で、上の第1の類型と同じく債務免脱型の料金免脱罪が成立すると解することができる。これに対して、当初から債務免脱目的がある点を重視すれば、料金額や支払額の計算を誤らせることにより料金支払いの確認という適正な手続を経ずに不法に郵便窓口の郵便物引受けラインを通過させている点を捉えて、すでにその時点で上の第2の類型と同様に郵便物引受けライン突破型の料金免脱罪を認めるべきことにもなりうる。

結論から言えば、後者の郵便物引受けライン突破型で構成するのが妥当であると思われる。郵便料金は原則として事後的な事情により金額が変動することではなく、金額の計算と支払いの確認がなされるのは引受け時のみであり、その後郵便料金の不足等を確認する手続が用意されていないから、郵便物がひと

度引受けラインを突破したら通常は料金の支払い不足等が認識される機会はない。したがって、一方で、ほぼ必然的に債務の免脱に至るのであるからそこまで待つ必要性に乏しく、他方で、料金の支払い不足等に気づかれず請求がなされなければ犯罪が成立しないというのも妥当でないからである。

(3) 郵便料金免脱罪の性格・保護法益

(i) 2類型の関係　そもそも郵便料金免脱罪の基本類型は郵便物引受けライン突破型であって、債務免脱型は補充的なものにとどまると思われる。

上の(1)で挙げた債務免脱型は郵便物の差出し時には故意がないことを前提とするものであるが、過失で料金未払・料金不足の郵便物が差し出された場合にその後の行為に対して処罰が要請されることは考えがたい。例えば、郵便物が郵便ポストに差し出され、引受け時に料金未払・料金不足が確認された場合、差出人に返還されることがあるが、差出人は正規の料金との差額についての支払義務を負うものの（内国郵便約款90条）、目的とした役務の提供を受けられなかったのであるから実際に請求されることは稀であると思われる。また、料金未払・料金不足が確認されても重要な郵便物であると推認される場合等は、不足金額の支払請求書が添付されて受取人に交付される運用がなされているが、料金債務者は差出人であり、受取人は不足金額の支払いを条件に交付を受けることができる地位に立つだけで（郵便法39条・内国郵便約款83条）、支払い前に交付がなされても受取人が負うのは料金債務ではないと解されるから、その後その支払いを行わなくても料金免脱というべきではないであろう。

さらに、郵便料金免脱罪には未遂処罰規定があるが（郵便法86条1項）、支払請求後相当の期間内ないし合理的期間内に支払わなかった場合に既遂成立と解される債務免脱型については未遂は考えづらい（不退去罪〔刑法130条後段〕と類似した構造である）。未遂として自然に観念できるのは、むしろ郵便物引受けラインを突破させようとしたが郵便職員に阻まれて失敗したような場合であるから、このことから同罪の主たる対象とされるのは郵便物引受けライン突破型であると解されるのである。

(ii) 保護法益・罪質 以上のように考えると郵便料金免脱罪は、財産侵害というよりは郵便手続に違反した郵便の（利得的な）不正利用である点に本質が求められるものであるということが出来る。

それは、郵便法に規定されたほかの犯罪類型との関係でも説明することができる。郵便法の自然人に対する罰則には、17種類の犯罪類型が規定されている。このうち、①切手類偽造罪（85条）や郵使用物件損傷罪（78条）のような、重要な社会的法益や郵便会社の財産に直接的に関わる犯罪には、10年以下や5年以下という相当に重い懲役刑が用意されている。次いで、②郵便物を開く罪（77条）や信書の秘密を侵す罪（80条）、郵便物の取扱いをしない罪（79条1項）のような郵便利用者の利益を保護する犯罪類型にも、軽いながらも懲役刑が規定されている。

これらに対して、郵便料金免脱罪（84条1項）の法定刑は30万円以下の罰金であり、これは、③検査を拒む罪（88条）や報告をしない罪（89条）などの手続違反の罪と並んで、郵便法の中では最も軽い類型である。上記の①や②の種類の犯罪に比して郵便料金免脱罪の刑は相当に軽いから、これは郵便会社の具体的な財産に対する侵害として理解するよりは、むしろ、④50万円以下の罰金のみが法定されている郵便禁制品を差し出す罪（81条）や犯罪手段として郵便を利用する罪（82条）などと同様に、郵便手続に違反して郵便制度を不正に利用する罪として理解するのが妥当である。

一般の財産犯と比較しても同様である。刑法典の財産犯は、窃盗・詐欺・恐喝などの典型的なものは10年以下の懲役を法定しており、最も軽い遺失物等横領罪でも法定刑には懲役が含まれる。我が国では、伝統的に財産侵害は重く評価されているのであり、故意による純粋な財産侵害犯で法定刑が罰金のみである犯罪類型は、特別法にも例がないと思われる（鉄道営業法29条の罪も純粋な財産犯とは解されない）。

さらに、郵便法84条自体の構造からも同じことがいえる。郵便料金免脱罪が料金を「免れた者」と「免れさせた者」とを全く同列に処罰対象としていることは、これが郵便手続に対する罪であることを示していると考えられる。郵便

料金に関して利益を受ける者もそうでない者も、郵便手続を侵害する行為の犯罪性は同じであるからである。同罪が郵便会社の財産を領得する財産犯であるならば、正犯としては「免れた者」だけを処罰するのが筋であろう。また、郵便法84条2項は、「郵便の業務に従事する者」を加重身分とする身分犯を規定している。これは、当該身分を有する者は郵便手続の適正さを守るためのより強い責任を負っているからであると説明することができる。

上に挙げたことのうち、特に郵便料金免脱罪の法定刑の軽さは、通常想定される免脱額が少額であることの現れであるとみることもできる。しかし、債務免脱型ではなく郵便物引受けライン突破型が基本類型であるという理解からは、上のように考えることができるのである。

(4) 別種の郵便利用契約を締結する類型

本件を含む郵便不正事件では、本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべきところ、心身障害者団体用低料第三種郵便物としての郵便利用契約が締結されて大量のダイレクトメールが郵送された。郵便料金免脱罪を債務免脱型で理解しようとするのであれば、この行為に同罪の成立を認めることは困難であろう。本件の事件受理申立てや上告趣意にみられるように、第三種郵便物の承認は有効と解され、かつ、各定期刊行物が満たしていなかった有料発売要件は第三種郵便物の承認要件であって差出要件ではないので（郵便法にも内国郵便約款にもそのような差出要件は規定されていない）、郵便利用契約によって被告人らに生じた料金債務は心身障害者団体用低料第三種郵便物の料金債務であり、被告人らはそれを支払っているからである。

これに対して本件控訴審判決は、「本件各犯行は、被告人らが低料第三種郵便物制度を悪用して正規の郵便料金との差額を不当に免れたというものであるから、郵便料金を免れる罪に当たることは明白である。」とした。ここでは、心身障害者団体用低料第三種郵便物としての郵便利用契約を締結し、本来締結されるべき第一種郵便物としての郵便利用契約を回避して、料金に係る適正な手続を経ずに不法に郵便窓口の郵便物引受けラインを通過させたことを問題に

し、それを「制度を悪用して料金を免れた」と表現したものと解される。

そのように考えるとき、この種の行為を対象とした郵便料金免脱罪の処罰の限界は、「本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべきである」といえるか否かで画されることとなる。そして、①本件のように当初から郵便料金を免れる目的で要件を充足しない第三種郵便物の承認を自ら受けた上で差し出す行為だけでなく、②第三種郵便物の承認があるのを奇貨として承認取消事由に該当するような定期刊行物を差し出す行為についても、本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべき場合に該当すると解する余地があると思われる。その際、①においては、手段として第三種郵便物の承認を申請し受ける行為は、料金免脱罪を構成する実行行為ではなく、本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべきであることを基礎づける事実にあたりと解される。また、②においては、有料発売要件を満たさないことで第三種郵便物としての差出要件を欠くことになるのではなく、そのような承認取消事由に該当するような定期刊行物を既存の承認を目的外利用して差し出そうとすることが、本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべきであることを基礎づける事情のひとつになるものと解される。

(5) 正規の料金の基準

本件第一審判決は、第一種郵便物の定形外郵便物の基本料金を基準にして免れた金額を計算しているが、本件で適用された第三種郵便物の料金割引の要件及び手続（内国郵便約款料金表第4表の第3）は、以下にみるように、第一種郵便物についても全く同じように適用される（内国郵便約款料金表第3表の2）。

前述のとおり郵便物の料金は、郵便物の種別及び重量などによって基本料金が定められ、その上で、料金割引がなされて計算される。そのうち、例えば、①同一差出人が、料金が同一のものを、同時に2000通以上差し出し、②郵便物の形状、重量及び取扱いが同一で、③受取人の住所又は居所の郵便区番号ごとに区分され、④区分された郵便区番号と送達余裕承諾の有無などを記載した用紙を郵便物とともに把束し、⑤郵便物に料金別納郵便物であることなどを示す

表示がなされている場合の大量差出しの割引は、第三種郵便物だけでなく第一種郵便物についても適用され、しかも、特段の事前承認手続は要求されていない。

そうだとすると、本来締結されるべき第一種郵便物としての郵便利用契約は、上のような適用可能な料金割引の適用を前提とするべきであると思われる。すなわち、免脱額の基準となる正規の料金は、第一種郵便物の基本料金にそのような料金割引を適用した金額とされるべきである。

3. 郵便料金免脱罪の成立要件に関するその他の問題

(1) 郵便料金免脱罪における関与形態の区別

郵便法84条1項は、前段で郵便に関する料金を「免れた者」の、後段で「他人に免れさせた者」の処罰を、それぞれ規定している。いずれにせよ法定刑は同じであるから実益のある議論ではないが、両者はどのように区別されるべきか。

同法81条（郵便禁制品を差し出す罪）及び82条（郵便を不正に利用する罪）が、差し出した者とそれ以外の者にとり主体を区別した規定をしていることから、84条においても、差出人だけが郵便料金を「免れる」ことができ、それ以外の者は共犯も含めて「免れさせる」ことしかできないと解することもできる。例えば、妊婦と他人とが共同して墮胎を実行した場合においては、「墮胎した」妊婦には自己墮胎罪、「墮胎させた」他人には同意墮胎罪が成立する。「墮胎した」といえるのは妊婦だけであり、他人が妊婦と「共同して墮胎した」とはいわない。「する」行為と「させる」行為という関与形態により区別された規定がなされているのは、特定の立場にある者のみが「する」ことができ、他人はその者にそのような行為を「させる」ことしかできないからであり、このような定め方がなされている場合は、共犯規定よりも優先させて当該関与形態による区別を適用するのが原則であるとも解される。

しかしその解釈は、郵便料金免脱罪を債務免脱型で理解することを前提に、差出人だけが郵便料金債務を負う立場にあることを根拠としている。郵便物引

受けライン突破型で理解するのであれば、差出人と他の関係者の間に共同関係がある場合は、差出人側で関与した者はみな郵便料金を「共同して免れた」とする構成が自然であろう。しかし、そうすると、「他人に免れさせた者」は郵便物の差出しを受け付ける郵便職員に事実上限定され、それには郵便の業務に従事する者を加重身分とする郵便法84条2項が必ず適用されることになり、郵便法84条1項後段の適用範囲がなくなりかねない。もっとも、その場合でも84条1項後段には、免れる行為だけでなく免れさせる行為との関係でも郵便業務従事者が（構成的身分でなく）加重的身分であることを示す機能（保護責任者遺棄罪における保護責任者は遺棄行為との関係では加重的身分だが不保護行為との関係では構成的身分であるなどというのと同様の問題が生じないようにする機能）は残されることになる。料金を免れさせた郵便業務従事者側に加功した非身分者には、84条1項後段の共犯が成立するものと解される。

（2）郵便料金免脱罪の実行行為と罪数関係

本件控訴趣意は、第三種郵便物の承認申請および承認を受ける行為を実行行為とするのであれば差出行為の全体が包括一罪となり、併合罪にしようとする第三種郵便物の承認申請および承認を受ける行為は実行行為でないとするにことになりその場合は郵便料金免脱罪が否定される、とするものであった。これに対して控訴審判決は、第三種郵便物の承認申請および承認を受ける行為は準備行為にすぎないとしつつ、包括一罪を否定している。

前述のとおり、この準備行為は不真正不作為犯における先行行為に類するものであり、本来第一種郵便物としての郵便利用契約が締結されるべきであることを基礎づける事実と位置づけられるから、実行行為として同罪を構成しているわけではなく、併合罪との結論には影響を及ぼさないと解される。

なお、罰金の併合罪には懲役・禁錮におけるような「圧縮」・「頭打ち」がないから、同種の行為が一連のものとして実行された場合の量刑については、慎重な検討が必要であると思われる。本罪の本質を財産侵害とみない場合は、なおさらである。

4. 郵便料金免脱行為者の民事責任

本件を含む郵便不正事件で差出人と郵便会社との間に成立していたのは第三種郵便物の郵便利用契約であり、第一種郵便物のそれではないので、第三種郵便物の料金を正しく支払っていた差出人に債務不履行はないから、郵便事業株式会社が差出人側に対して損害賠償請求するとしても共同不法行為に基づく損害賠償請求をするほかない（郵便事業株式会社のプレスリリースによると、現に同社は郵便不正事件の差出人側に対してそのような損害賠償請求を行っている）。

ところが、差出人の加害行為を「郵便物を差し出した」という作為として構成すると、差し出さなかった場合との比較において損害は認められないか、認められても少額であることとなる（本件郵便物の集配は極めて低コストでなされる仕組みになっており、同時に、郵便局には差出人からの料金収入もある）。そこで、被告人の加害行為を「郵便物を差し出すにあたり、第一種郵便物として差し出さなかった」という不作為として構成すると、郵便物を差し出す際には第一種郵便物として差し出す義務があるといえなければならないところ、定期刊行物に対する第三種郵便物の承認は瑕疵はあっても少なくとも行政法上は完全に有効であるとする、承認が取り消されるまでは第一種郵便物として差し出す民法上の義務があるとはいえないことになりそうである（また、前述のとおり、有料発売要件は第三種郵便物の差出要件ではないと解される）。

したがって、差出し時に有料発売要件が満たされていないということのみを根拠とする限りは、不法行為は成立しないか、成立しても損害額は少なくとも第一種郵便物の料金との差額よりはるかに少額になるのではないかと思われる。さらに、本件控訴審判決が指摘するように、「郵便局の低料第三種郵便物制度の運用、管理体制に問題があり、同制度の不正利用を誘発・助長した側面があることは否定しがたい」こと、郵便局側でも郵便事業株式会社の新大阪支店長及び新東京支店総務主任が罰金の略式命令を受けていることを考慮すると、仮に差出人らに不法行為が成立するとしても、相当程度の過失相殺が認められると考えられる。そこで多額の賠償が認められるとするならば、不法利益の剝奪に実質があることになるものと思われる。

VI. おわりに

豊泉貫太郎教授には、研究室の隣人としては壁越しに洩れ聞こえるクラシック音楽で癒され、役職上の関係では早くから鍛えていただき、大変お世話になっている。

マキロイ・ロバート教授には、三田でお会いするのに先立って、私が助手時代に出席していた演習でご家族を介した繋がりを得て以来、不思議な縁を感じ続けている。

ご退職への祝意を表するに3号をかけた所以である。